

東京都駐車場条例検討委員会設置要綱

31 都市建企第 1198 号
令和 2 年 2 月 25 日

(設置)

第 1 条 東京都駐車場条例(昭和 33 年東京都条例第 77 号)の見直しを検討するに当たり、学識経験者等の専門的意見を反映させるため、東京都駐車場条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場施策の検討・調査に関する事項
- 二 その他委員会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、専門的知識を有する者等のうちから、都市整備局長が委嘱する委員をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議及び議事録は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 4 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。